

令和7年度 鳥取支部保険料率

資料2-1

I. 健康保険料率（鳥取支部：9.93% 前年度比 +0.25%）

(%)

	健康保険料率 (a+b+c+d)	(a)医療給付費調 整前保険料率	(b)料率調整		医療給付費調整 後保険料率(a+b)	(c)共通料率	(d)前々年度精算 +インセンティブ
			年齢調整	所得調整			
全 国	10.00	5.35	—	—	5.35	4.65	—
	(10.00)	(5.40)	—	—	(5.40)	(4.60)	—
鳥取支部	9.93	6.09	▲0.16	▲0.67	5.26	4.65	0.02
	(9.68)	(6.04)	(▲0.16)	(▲0.67)	(5.21)	(4.60)	(▲0.13)

※カッコ内は前年度の計数（以下同様）

II. 健康保険料率 算定方法（健康保険法 第160条）

(a). 医療給付費見込み額（国庫補助を除いた診療費・薬剤費・高額療養費他）を賄うための調整前保険料率

$$\frac{\text{全国医療給付費見込額 } 5兆7,611億80百万円 \quad (5兆5,348億77百万円)}{\text{全国総報酬額見込額 } 107兆7580億88百万円 \quad (102兆5,088億74百万円)} = 5.35\% (5.40\%)$$

$$\frac{\text{鳥取支部医療給付費見込額 } 282億48百万円 \quad (272億88百万円)}{\text{鳥取支部総報酬額見込額 } 4,641億07百万円 \quad (4,517億88百万円)} = 6.09\% (6.04\%)$$

(b). 料率調整 … 高齢化の進展した、または所得の低い地域は負担額（率）が大きくなるので調整を行う

・年齢調整

（年齢構成を協会の全国平均とした場合の医療給付費との差額 ▲7億20百万円） ▲0.16%（▲0.16%）

・所得調整

（所得水準を “ ” 保険料収入額との差額 ▲31億06百万円） ▲0.67%（▲0.67%）

○分子は各調整額、分母は鳥取支部総報酬額見込額（7年度：4,641億07百万円）

(c). 共通料率（国庫補助を除いて全国一律に負荷する費用見込額）

傷病・出産手当金等現金給付費	0.51%	(0.51%)	5,534億45百万円	(5,231億17百万円)
前・後期高齢者納付金等	3.38%	(3.43%)	3兆6,444億82百万円	(3兆5,139億50百万円)
保健事業費・運営費等（含 準備金積立）	0.78%	(0.68%)	8,450億44百万円	(6,974億86百万円)
その他収入	▲0.03%	(▲0.02%)	▲283億41百万円	(▲185億43百万円)
合 計	4.65%	(4.60%)	5兆0,146億30百万円	(4兆7,160億10百万円)

○分子は各項目の費用見込額、分母は全国総報酬額見込額（7年度：107兆7,580億88百万円）

注）端数処理の関係上、計数が整合しない場合があります。

(d). 前々年度精算+インセンティブ

前々年度収支差精算 0.009% [40百万円] + インセンティブ分 0.010% [45百万円] ÷ 0.02%

・収支差精算は、前々年度の保険料率算定時の見込みと実績との精算額。

（前期は医療費が見込みほど増加せず返戻金が6億21百万円あったが、今期はほぼ見込みどおりだった）

・インセンティブ分は、各支部から0.010%相当分を拠出して特定健診等5項目の成績上位15支部に報奨金として分配する制度。（鳥取支部は33位のため拠出のみ）

裏面に続く

Ⅲ. 介護保険料率(見込み)

令和6年度	⇒	令和7年度
1.60%		1.59%

Ⅳ. 介護保険料率 算定（健康保険法 第160条16項）

介護保険料の保険料率については、単年度で収支が均衡するよう、介護納付金の額を総報酬額で除したものを基準として保険者が定めると健康保険法で法定されている。

介護保険料率

=

介護納付金の額

介護保険第2号被保険者（40歳～60歳）の総報酬額の見込み